

告 示

埼玉県告示第四百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり東松山都市計画及び小川都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和六年二月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

東松山都市計画及び小川都市計画下水道市野川流域下水道

二 都市計画の変更に係る土地の区域

イ 追加する部分

なし

ロ 削除する部分

滑川町大字羽尾の一部